

柏木総合法律事務所

創設以来約65年の実績に基づき、 国内外のクライアントのニーズに応えます

柏木総合法律事務所の理念

当所は、1959年に弁護士柏木薫(故人)により開設されて以来、「一流の法律のプロフェッション」であるべく、一人一人の所属弁護士が、訴訟、商事仲裁、民事調停事件などを責任をもって遂行でき、企業のかかえる様々な案件への的確なアドバイスができるよう、研鑽と経験を積み重ねることを重視しており、企業法務に関するあらゆる分野で責任を果たして参りました。



これまで、国内大手企業や、国内外の中堅・中小企業から、事業取引や各種訴訟・仲裁等の代理等、多種多様な法律相談やコンプライアンス問題と紛争解決のご依頼をいただいております。そのニーズに応じて参りました。

弁護士の構成

当事務所に所属する弁護士のバックグラウンドの多様性は他の事務所にない特色であると考えています。弁護士登録と同時に加入した弁護士だけでなく、民間企業、国家公務員、国内大手法律事務所・外資系法律事務所での勤務経験者が多く在籍し、それぞれの経験や人脈を活かしながら活躍しています。

また、各弁護士が企業法務、知的財産、渉外法務、労務等の専門分野を持ち、そうした個々の優れた専門知識が集約され、事務所としての「総合力」となっています。

主な業務内容

(1) コーポレート

大企業、中小企業を問わず、企業法務全般を取り扱っております。

例えば、上場企業であれば、株主総会、取締役

会、各種委員会、経営会議等の準備、運営支援、事務局対応業務の外、金融商品取引法、上場規程その他関連業務(有価証券報告書、臨時報告書、内部統制報告書、CG報告書、サステナビリティ報告書、統合報告書等検討など)を取り扱っております。また、所属弁護士が社外取締役、社外監査役、企業倫理委員会等の委員を務めております。

また、会社関係規程類(定款、取締役会付議基準、株式取扱規程、内部者取引規程、情報管理規程、就業規則、独占禁止法遵守マニュアルその他)の整備・改正の支援、各種業法対応を含むコンプライアンス体制の確保、各種取引契約書の審査、社内研修の講師(贈収賄防止、独占禁止法遵守、民法、会社法、金融商品取引法その他の法令、施行規則改正など)などのご依頼にも対応しております。

このほか、内部通報の窓口や、内部通報があった場合の調査、労働問題への対応、第三者委員会(不祥事対応、M&A)なども取り扱っております。

(2) 訴訟

企業間訴訟を中心に、企業対個人訴訟など常時取り扱っております。

企業間訴訟では、例えば、債務不履行責任、契約不適合責任等に基づく損害賠償請求事件、会社法関係事件(株主代表訴訟、株主権確認請求、株主総会決議不存在・無効確認請求等)、各種請負関係事件(発注者・元請間、JV間、元請・下請間の工事代金、損害賠償等)、知的財産関係事件(特許権侵害訴訟、商標権侵害訴訟等)、業務委託費や売買代金等の債権回収(抵当権実行、取立訴訟、財産調査等)などを取り扱っております。

企業対個人訴訟としては、例えば、労働事件(解雇無効確認請求、残業代請求、労災民事訴訟等)などを取り扱っております。じん肺訴訟、アスベスト訴訟などの集団訴訟については、被告側代理人として長年取り組んでおります。

このほか、不動産関係事件(建物明渡、賃料請求、用益権等)や、家事事件(遺留分、離婚、面会交流等)、行政関係事件(補助金、取消訴訟等)などにも対応しております。

このように、取り扱っている訴訟の対象は多岐にわたっております。

(3) 国際商事仲裁

80年代から国際商事仲裁事件を数多く取り扱っ

ており、外国法事務弁護士が常時1名在席しております。

現在在席している外国法弁護士(原資格国:米国ハワイ州)は、在日経験が25年を超えており、日本語も堪能です。

さらに、昨年4月に、イングランド・ウェールズ弁護士(Solicitor)の資格保有者を顧問に迎え、体制の強化を図りました。

(4) その他

企業法務を取り扱う中で、個人的な信頼を得て、経営者や従業員、その親族などから、離婚、相続、遺言書作成やその執行などの依頼を受けることもあります。

借地借家を巡る紛争や、地方公共団体の債権回収などにも取り組んでいます。

若手弁護士の育成

若手弁護士の育成については、特定のパートナーではなく、案件ごとにそれぞれの担当パートナーと組み、徹底したマンツーマン教育を行っています。また、若手弁護士は各パートナーに付き、依頼者のもとへ共に出向き、事件受任から終結までのすべてを学びます。

パートナーは、事件はもとより、事務所経営のノウハウに相当することまで、若手に学んでもらうべく尽力しています。

当事務所のこうした考え方に共感し、事務所の将来を担おうという気概のある方と、ぜひ共に働きたいと、事務所員全員がそう望んでいます。

柏木総合法律事務所

弁護士数:13名、外国法事務弁護士1名、イングランド・ウェールズ弁護士1名(2023年11月末現在)
代表弁護士:福井 琢(第二東京弁護士会)
黒河内明子(第二東京弁護士会)

〒105-0002
東京都港区愛宕1-3-4 愛宕東洋ビル8階
TEL:03-5472-5050
URL:https://www.kashiwagi-law.co.jp/
Mail:email@kashiwagi-law.co.jp

当事務所は、1959年4月に弁護士柏木薫(故人)が有楽町に「柏木薫法律事務所」を開設し、虎ノ門(西新橋一丁目)を経て、1996年7月に現在の港区愛宕に移転しました。2009年1月にパートナーシップ制に移行し、現在、代表者2名を含む7名のパートナーにより運営しております。